

「学校教育法第1条に規定される職業教育を目的とする新学校種の創設」について

—高等教育機関としての新専門学校（仮称）創設の趣旨—

## 全国専修学校各種学校総連合会

本資料は、第2回「専修学校の振興に関する検討会議」に提案した2つの振興方策

- 専修学校教育を踏まえた新しい学校種の創設
- 現行制度における職業教育力の充実・向上等のための方策

のうち、議論の中心となっている“新しい学校種”、特に新専門学校（仮称）について、改めて創設の意義や考え方を補説するものである。

## 1. 新しい学校種—新専門学校（仮称）—の創設の意義（その1）

### （1）わが国の高等教育における職業教育の機能の強化

- 高等教育機関が、個々の教育の目的・役割に応じて、あるいは連携・交流を通じて、職業教育に取り組み、人材育成の機能を強化するために必要な制度である。

#### 【大学等の教育】

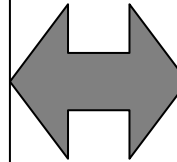
⇒理論的なアプローチ

学術研究の中で生み出される知を学問として体系化し、国際的通用性があり、学位の授与にいたる学修として教育。

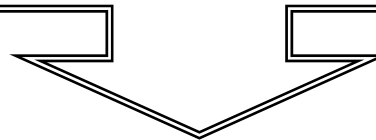
#### 【専門学校の教育】

⇒実務的なアプローチ

長い時間をかけて技術や技能として洗練されたもの、学問とは別のかたちで伝承、形成、体系化されたものを、労働市場等が要求する能力として教育。



※専門職大学院…「理論と実務の架橋」を重視、高い学問的水準で教育。



★大学の本質は職業教育ではない

機能別分化により職業教育に比重を置く大学も出てきたが、学術研究という大学の本質が変わることはなく、大学にとって職業教育は一部分である。

★教育制度に高等職業教育を位置づける

多様な高等教育システムにおいて、引き続き専門学校の職業教育が活かされ、更に大学等との間で、真に教育的連携・協力が機能する仕組みを構築することが重要。

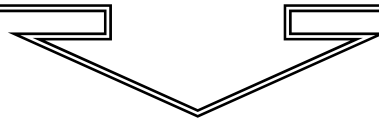
- ◎ 伝統的な大学教育のほかに、実践的な職業教育を提供する高等教育機関があることは、国民に開かれた高等教育を保障することになる。
- ◎ 職業教育に特化した高等教育機関（新専門学校）の創設は、複線型の教育体系の構築につながり、高等教育全体の総合力を高めることになる。
- ◎ 国際的通用性や体系的な教育の保証の観点から、大学教育と専門学校教育の接続を考えた場合、教育を軸とする専門学校制度の整理が必要である。

## 1. 新しい学校種—新専門学校（仮称）—の創設の意義（その2）

### （2）わが国の初等中等教育におけるキャリア教育の実質化

- 国をあげて取り組む高校までのキャリア教育について、より一層の実質化（希望する職業に就く過程の把握、目的意識や学習意欲の向上）図るために必要な制度である。

<p><b>【労働市場の能力評価】</b> ⇒成熟していない状況 基礎的能力、職業資格や検定などで証明される具体的な専門的能力のほか、依然、学歴や学校歴を採用選考の有力な指標としている事例もある。</p>	<p><b>【保護者の意識】</b> ⇒職業的方向づけへの戸惑い 大半が学校教育でキャリア形成のあり方を学んでおらず、どのアプローチが良いか分からないため、必ずしも子どもの職業中心の進路選択を望まない。</p>	<p><b>【高校での進路指導】</b> ⇒職業的指導の先送り 希望する進学先に合格できればよい、希望する会社に就職できればよいなど、将来の職業生活を見据えた進路指導が行われていない事例もある。</p>
--	---	---



★**専門学校こそ文科省政策に対応**

文科省が推進する勤労観や職業意識の涵養、職業上の知識や技術の習得は、多様な職業教育を実践してきた専門学校が中核として対応し、具体的な実績をあげている。

★**どの高等教育進学も価値を同等に**

キャリア教育を活性化し、児童生徒の自主的かつ主体的な進路探索・選択を実現するため、高度な教育を行う専門学校の高等教育としての法的・制度的位置づけが重要。

- ◎ 実践的な職業教育を行う高等教育機関がキャリア教育の受け皿となることは、若者が不安定就労者や無業者となることを未然に防ぎ、職業への円滑な移行を一層促進することになる。
- ◎ キャリア教育を通じて児童生徒の職業的な目的意識が明確になることは、学習能力や学習態度を身につけることを促進し、さらに高等教育全体の質の保証にもつながる。

## 2. 新しい学校種の設置基準の考え方～質の保証等に向けた具体化が必要～

- 第2回検討会議に提案した新専門学校（仮称）の設置基準、提出した第1次報告「新しい専門学校制度の在り方（専門学校の将来像）」は、本検討会議を立ち上げることを目的に、文科省と協議して取りまとめた一案である。
- 本検討会議では、新しい学校種の創設の方針とあわせて、教育の質の保証、国際的通用性等に留意して、高等職業教育機関独自の基準・要件を具体化していくことも必要である。

## 3. 新しい学校種と現行制度との関係～現行制度での教育の継続と振興が必要～

- 今回の新しい学校種の提案は、各種学校とは別に専修学校制度を創設した経緯と同様、現行制度での教育を保障しつつ、より振興を図る観点に立つものである。
- 本検討会議において、新しい学校種の創設のほか、現に行われる専修学校教育の充実・向上の方策も同時に協議し、一定の方針を示すことが必要である。